



悪質な訪問販売に気をつけて！

日光市で悪質な訪問販売による消費者トラブルの相談が増えています。きちんとした身なりで言葉づかいも丁寧だが、実は悪質な業者である場合もあり、特に一人暮らしの高齢者が狙われます。訪問してきた業者が「親切だから」「感じがいいから」という理由だけで契約するのは大変危険です。

トラブルに遭わないために注意すべきポイント

1. 突然の訪問に注意！ ドアを開ける前に訪問者や要件をよく確認して、必要なければきっぱり断る。安易に家に入れない。玄関の鍵はかけておく。



2. 一人で判断しない。安価な金額でもすぐに契約しない。身近な人に相談する。



3. 高額な契約を勧められたら、必ず複数の業者から見積もりをとる。



4. 断りきれず、契約してしまったら、日光市消費生活センターへ早めに相談する。8日以内ならクーリング・オフ可能です。

5.納得して契約する場合には、契約書をきちんともらう。また、代金は業務が完了後、きちんとできているか確認してから支払う。その際、必ず領収書をもらう。



キャッシュカードを預かる話、それは詐欺です！



県内で銀行員や市役所職員をかたって、キャッシュカードを奪う事例が発生しています。銀行員や市役所職員がキャッシュカードを預かることはありません。そんな電話がかかってきたら、警察署または消費生活センターへ相談しましょう！

特殊詐欺撃退機器無料貸出中！

日光市生活安全課では、特殊詐欺撃退機器を無料貸出中です。かかってくる電話に「この電話を特殊詐欺被害防止のため会話内容を録音します」とアナウンスが流れ、会話内容を録音します。犯人は録音されるのを嫌がるため、詐欺の電話を撃退することができます。詳しくは、生活安全課（21-5112）へ

日光市消費生活センター 休所日：日曜日・祝日・年末年始
電話 0288-22-4743 受付：午前10時～午後4時まで